

E Uの規制改革に関する日本側提案及びコメント

目 次

| (分野) | (ページ) |
|--------------------|-------|
| 日・E U規制改革対話全般..... | 2 |
| 1 . 法律サービス..... | 4 |
| 2 . 滞在・労働許可..... | 5 |
| 3 . 運転免許..... | 9 |
| 4 . 流通・商法・商慣行..... | 1 1 |
| 5 . 基準・認証..... | 1 4 |
| 6 . 観光..... | 1 7 |
| 7 . 造船..... | 1 9 |
| 8 . 電気通信..... | 2 0 |
| 9 . 金融サービス..... | 2 3 |
| 10 . 建設..... | 2 6 |
| 11 . 自動車..... | 2 7 |
| 12 . 伝染性海綿状脳..... | 3 0 |
| 13 . ペットフード..... | 3 1 |
| 14 . 雇用..... | 3 2 |
| 15 . 貿易・関税..... | 3 7 |
| 16 . 環境..... | 3 9 |
| 17 . 情報..... | 4 1 |
| 18 . 社会保障..... | 4 2 |
| 19 . 食品..... | 4 3 |
| 20 . 税制..... | 4 4 |
| その他..... | 4 7 |

新世紀の幕開けを間近に控え、世界経済はこれまで以上に相互依存関係を深めつつあり、更なる経済のダイナミズムを創出している。国境を越える企業の活動は益々進んでおり、日・EU間の経済交流も順調に拡大してきている。今後、世界経済が新たな世紀においても持続的に成長・発展し続けるためには、各国間で自由な貿易・投資が行われる環境を一層整備していくことが不可欠である。このための課題として、多国間の枠組みにおける協力とともに、国内における規制改革の一層の努力が不可欠である。

我が国は、EUが、市場統合の過程を通じ、ヒト、モノ、サービスの移動の自由を達成し、また各国内に数多く存在する規制の緩和・撤廃や調和を進めてきたことを高く評価しており、今後ともEUが「開かれた統合市場」を目指し、実現していくことを希望している。しかし、このためにEUとその加盟国が解決すべき問題は、依然数多く存在していると認識している。例えば、域内外の個人・企業への公平な扱いがなされていない、或いは、規制が国際水準に比べ整合的でない、との問題が見られる。

それらに加え、とりわけEUが抱える問題として、雇用や環境といった欧州諸国の社会政策が、時に積極的な経済活動を行おうとする民間企業にとっては厳し過ぎると思われる内容となっていることがあげられる。こうした政策は、一面においてそれぞれの国の歴史・文化・基本的政策に根ざすものではあるが、自由なビジネス活動がもたらす利益とのバランスを十分に考慮することが求められている。

また、税制や社会保障といった各加盟国の権限である事項について、域内の調和が十分に進まないことも、EUに特徴的な問題点である。欧州委を中心に、これまで多くの規制改革がなされてきたが、統合市場のメリットを更に十分に活用し、今後EUが一層の発展を遂げていくためには、これまで各加盟国の専権事項とされてきた諸制度を調和させる努力が不可欠である。

こうした問題意識を念頭に、我が国は今般、EUに対する規制改革要望リストをとりまとめ、欧州委及び各EU加盟国政府に対しこれを提出するものである。本リストの要望事項は、現実に経済活動を行う企業等が直面しているものであり、日・EU民間対話の柱の一つたる日・EUビジネス・ダイアログ・ラウンドテー

ブルが日・EUの首脳に提出した報告書の提言も反映されている。

我が国は、EU側が本リスト中の要望事項を真剣に検討し、具体的な成果を上げていくことを期待する。我が国としては、本対話における双方向的なやりとりが、双方の規制改革の推進に有益なものとなり、ひいては日・EU経済関係の一層の強化、更には世界経済の持続的成長・発展に寄与することを願ってやまないものである。

<これまでの経緯等>

1. 我が国は98年11月に行われた日EU規制緩和対話の際にEUに対し日本側要望リストを提出。
2. 99年11月に行われた日EU規制緩和対話の際に、日本側要望リストに対するEU側回答を踏まえ、新たな日本側要望リストを提出。
3. 2000年2月には、99年11月以降の進展を踏まえた修正及び新たに寄せられた要望等を追加した日本側要望リストをEU側に提出。
4. 2000年4月に日本側要望リストに対するEU側回答が提示された。
5. 今般、昨年度以降の進展、EU側回答を踏まえた改訂及び新規要望を追加した20分野120項目にのぼる日本側要望リストを作成し、EU側に提出するものである。なお、新規要望には を付した。

2000年10月26日

注：本要望リストに掲載した要望のうち税制に関わるものについては、EU域内のビジネス環境整備の観点から、特に我が国民間企業より指摘のあった事項を紹介するものである。

1. 法律サービス

総論（00年2月要望リスト1.1）

我が国は法律サービスに関し、これまで日・EU規制緩和対話におけるEU側の要望を真摯に受け止め、外弁法改正を含めてできる限りの措置を行ってきたところであるが、他方、我が方からの要望に対し、EU側では十分な改善がなされていないことは遺憾である。

EU各国の代表機関である欧州委の各加盟国に対するイニシアティブを期待し、EU加盟国において、我が国の弁護士が、より容易かつ広範囲に法律サービスを提供できるよう規制を緩和することを要望する。

（1）仏における外国弁護士の母国の法律サービスに関する業務従事の許可

（98年11月要望リスト1.）

日本は、かねてからEUに対し、仏が我が国の外弁法のように外国弁護士が特別の試験を経ることなく母国の法律サービスを行う業務に従事することが出来る制度を設けるべきことを要望してきた。

本年3月2日の会合及び4月10日付け書面の各回答によれば、外国弁護士が仏において外国法に関する法律サービスを提供する場合、あくまで仏における仏語の法律知識検定試験に合格する必要があるとしている。

我が方の要望に対しては、これまで同様、満足のいく回答は得られていないこと、我が国の外弁法において法律知識検定試験の要件が課せられておらず、お互いの制度の同等性の観点から問題があることから、引き続き本要望を維持する。

（2）独における外国弁護士のいわゆる第三国法に関する法律事務の許容（00年2月要望リスト1.4）

本年3月2日の会合及び4月10日付け書面の各回答によれば、独において、外国弁護士は、第三国法（母国法・受入国法ではない外国法）に関する法律事務を取り扱えないが、他国の弁護士と提携することにより、結果として何ら制限なしに第三国法を取り扱えるとしている。

しかし、第三国法を排除する合理的理由は不明であり、また、我が方の要望である外国弁護士が直接第三国法に関しても法律事務が行えるように規制を緩和するとの点では満足のいく回答は得られていないので、引き続き本要望を維持する。

2 . 滞在・労働許可

総論（98年11月要望リスト2.1）

EUの加盟国において、労働査証等の取得或いは更新手続に非常に日数を要するため、EU加盟国に進出している我が国企業にとって、従業員の円滑かつ計画的な採用や配置転換に支障をきたしている。また、複数の加盟国において、査証事務担当者によって扱いが異なったり、査証発給基準が明確でないなど行政手続が不透明であったり、また、手続が煩雑であったりするケースが散見される（仏、独、英、西、白、墺、希、葡、ルクセンブルグ、蘭）。よって、手続期間の短縮、手続の簡素化、許可証の有効期限の延長を要望する。

また、4月10日のEU側回答によれば、欧州委で長期滞在許可等につ統一的なシステムを検討中とのところ、早期の実現及び詳細な現状説明を要望する。

（1）伊における滞在・労働査証取得等の改善（00年2月要望リスト2.2）

（a）滞在許可証取得につき、伊側の説明では、申請後20日以内に発行することとなっているとのことだが、我が方が要望しているのは取得までにかかる日数であり、依然取得までに平均3ヶ月と長期間かかることが多いため、短期化を要望する。また、申請場所によっては手続きのため申請窓口前に立ったまま並び続けなければならないシステムになっているところ、番号札を配布して順次受け付けたりするようなシステムに改善するよう要望する。

（b）労働査証申請場所や申請担当者によって、必要であるといわれる書類が異なる。これはルール変更があっても、末端の窓口まで徹底されていないためと見られる。必要書類の明確化（説明書類の発行等）および担当者に対する指導の徹底を要望する。

（c）滞在許可証取得窓口である警察署の外事課において英語が通じないことが多く、英語を解する職員を出来るだけ配置することを引き続き希望する。

（d）駐在員と一括ではなく単独で申請する配偶者の場合は、伊において伊側の回答にあるように家族証明だけではなく、実際には13種類の書類を準備した後に60日かけてその受理証を得るという作業を経て、在京伊大での申請を行うこととなっており、多大な負担となっている。引き続き改善を要望する。

（e）自動車購入のために住民登録が必要とされており、住民登録の前提となる

滞在許可証取得に時間を要するところ、住民登録を不要とする等の改善を引き続き要望する。また、伊側回答にある"remedial actions"につき説明を求める。

(f) 伊では出生地が重んじられ、査証等の取得時、その都度戸籍謄本のイタリア語訳を提出する必要がある、手続きの簡素化を要望する。日本ではパスポート取得時に戸籍謄本を徴求し、本人であることを確認の上パスポートを発給していることをふまえ、パスポートに記載されている本籍をもって伊政府が出生地を確認すれば必要十分である。

(2) 西における労働査証取得等の改善 (98年11月要望リスト2.4)

(a) 西では、労働査証取得の際に、申請日から逆算して過去5年間居住した国々の警察当局が発行した無犯罪証明書の提出が要求されるが、日本以外の国に居住していた場合、当該国から同様の証明書を取得するのに時間を要し、事務作業も極めて繁雑になる。4月10日に欧州委側回答によれば、母国の関係当局による証明でも足りるように見えるが、我が国としては、日本人が労働査証を取得する場合、日本の関係当局が発行した無犯罪証明書のみ提出で足りるのか、との点の明確化を要望する。

(b) 査証発行に係る手続は以前に比し全般的に迅速化が進んでいるものの、平均で3ヶ月程度かかっており、迅速化を要望する。

(c) 西では外国人法の改正を審議していると承知しているが、我が方の要望が審議に反映されるよう要望する。

(3) 葡における滞在・労働査証取得等の改善 (00年2月要望リスト2.4)

葡においては、滞在・労働査証及び許可の発行・更新に関する行政手続の改善の兆しがみられず、例えば、滞在許可証の発行に半年以上要している現状である。また、労働査証に関しては葡の失業者対策のため労働査証発行の申請が行えず、業務に著しい支障をきたしている事例がある。については、これらの迅速化を中心とした改善を要望する。

(4) 希における労働許可証 (98年11月要望リスト2.2)

希では非EU国民への労働許可発行に当たり、(a) 非EU国民1人を雇うには少なくとも5人のEU加盟国民を雇用しなければならない、(b) 5人を上回るEU国民を雇用する企業は、EU国民と非EU国民の比率を10:1に維持しなければならないとの条件が適用されている(但し、当該非EU国民が幹部職員である又は特定の技術的・科学的知見を有する場合には適用されない)。

現在、本件につき具体的に問題となっている日系企業はなく、また、希側回答によれば、希当局は、日本側要望に留意し本件を検討するとのことであるが、右を緩和することにより、日本を含む各国企業にとっての投資活動条件が大幅に改善されるところ、我が国としては、かかる要件の廃止を引き続き要望する。

また、労働許可証取得に時間を要することから手続き期間の短縮を要望する。

(5) 独における労働査証制度の改善 (98年11月要望リスト2.6)

在京独大では独に赴任する日本人駐在員に対し、98年以降1次入国しかできないシングルエントリーの労働査証しか発給されなかったが、我が方がこれまで要望してきたとおり、近年数次出入国可能なマルチエントリーの労働査証の発行が再開されるようになったと承知しているところ、右について確認したい。駐在員は独到着後、労働査証の有効期間内に滞在許可及び労働許可を申請して取得しなければならないが、その間にシェンゲン条約未締結国に出国できず、駐在員の業務に支障をきたしていた。

独では労働査証に関し、期間等扱いに差があり、駐在員の業務に支障をきたしているところ、労働査証の統一化を要望する。

(6) 仏におけるビジネス滞在許可、就労ビザの発行・延長・更新手続の改善・迅速化(簡素化) (00年2月要望リスト2.8)

仏側による家族呼び寄せの手続きの改善及び長期滞在許可、就労ビザの発給手続の改善を評価するが、労働許可申請から取得まで最低2ヶ月、滞在許可証の更新手続に1ヶ月を要するというように、手続に要する日数が長く日本人駐在員の円滑な移動・配置転換に支障をきたす場合があり、また緊急事態に対応不可能となっている。家族の呼び寄せについても、現行手続では少なくとも半年は要すと承知している。については更なる手続の短縮及び簡素化を要望する。また滞在許可証の有効期限の現在の1年から2年への延長を引き続き要望する。更に、事務担当者によって手続の取扱が異なることもよく耳にするが、この点も引き続き改善を要望する。

(7) 墺における労働査証 (00年2月要望リスト2.9)

現在、労働ビザの申請から受領まで最低1年はかかるので、人事異動の際、迅速に対応できない。従って右期間の短縮を要望する。また、滞在許可証発給の迅速化及び現在最長1年の有効期限を2~3年に拡張することを引き続き要望する。

(8) ルクセンブルグにおける労働査証 (0 0 年 2 月 要 望 リ ス ト 2 . 1 0)

労働査証取得に非常に時間がかかること、また、その延長手続きの煩雑さは依然解消されていない。については、査証制度が改善されるよう引き続き要望する。

(9) 蘭における労働査証

労働許可を取得する際日本人に関しては専門性、大卒、必要性等の記載が要求され、取得期間は最低 3 ヶ月を要している。労働許可取得手続きの簡素化及び取得期間の短縮を要望する。

(1 0) 白における労働査証

(a) 労働査証取得に要する期間は以前は 3 ~ 4 週間であったが、現状では 6 週間程度かかるようになっている。また、最終学歴の証明書など以前は不要であった書類が 9 7 年ごろから追加された。労働査証取得期間の短縮化、書類の簡素化を要望する。

(b) 駐在員が現地法人で役員クラスの場合、労働査証発行時にプロフェッショナルカードの取得が義務づけられている。在京白大にてプロフェッショナルカードの取得を申請し、取得するまで数ヶ月間も要する。そのため、多くの場合、労働許可書の取得を行い、当地へ赴任し、その後切り替え手続きを行っているのが主流となっている。また、この切り替え手続きにも時間がかかっている。については、プロフェッショナルカードの取得の迅速化を要望する。

(c) 若年層を中心に最長滞在期間を 4 年までに限定する査証が出てきており、IT 技術など専門性を持つ若年層を配置するのに障害となっている。については、制限の廃止を要望する。

(1 1) 仏の商業人手帳

(a) 非 E U 加盟国の国民がフランスの会社の取締役役に就任する時には、商業人手帳の取得が必要とされているが、申請に必要な書類が多く、かつ各県によって異なりわかりにくい。例えば日・仏無犯罪証明書、履歴書、無破産宣誓書、無犯罪宣誓書、銀行残高証明書等の書類が必要であるが、県によっては上記に加え、戸籍抄本、卒業証明書等の書類を要求される。商業人手帳申請のために必要な書類を簡素化するとともに仏全体で統一することを要望する。

(b) また、商業人手帳の取得のためには 4 ~ 5 ヶ月かかり、かつ毎年更新が必要である。商業人手帳の有効期限の延長 (2 ~ 3 年) を要望する。

3 . 運転免許

総論：運転免許に関する E C 指令に関する要望

(9 8 年 1 1 月要望リスト 3 . 1)

1 9 9 1 年 7 月 2 9 日、理事会において、運転免許に関する理事会指令 (Council Directive on driving licences(91/439/EEC)、以下「 E C 指令」) が採択され、右指令に基づき E U 諸国は関係国内法の整備・改正を実施することとなった。各国は日本の免許証を現地免許証に書き換える際に日本の免許証を一旦没収するが、第 3 国の免許証の取扱については、加盟国に広い裁量が認められており、没収後免許証を廃棄する国と保管して帰国時に返却する国があり、 E U として統一された手続は存在しない。我が国は、免許証書き換え後の日本の免許証の即時返却を引き続き要望する。(同様の要望が独、仏、英、伊、ルクセンブルグ、瑞、白、デンマーク、葡、西の在留邦人からも提出されている。)

E U 加盟国免許証に我が国免許証のコピーを添付することにより我が国での運転を可能とすべきとの E U 側の提案は、著しく相互性を欠くものであり、また我が国道路交通法等の法規上、受け入れられない。

(1) 伊における我が国運転免許証の切替

(9 8 年 1 1 月要望リスト 3 . 2)

- (a) 我が国免許証を伊免許証に書き換える際に半年程度かかることがあり、また申請者は、書き換え手続の過程で伊当局にパスポートを約 1 週間預ける必要がある。については、書き換え手続の迅速化、及びパスポート保有期間の短縮化を要望する。
- (b) 伊における国際運転免許証の取得については、申請から取得まで約 1 ヶ月半近くを要する。また、申請の際に他国で作成した運転免許証を提出する必要がある。については、手続の迅速化、及び運転免許証の提出が不要となるよう引き続き要望する。
- (c) 伊は E C 指令に基づいて国内法を整備したが、この改正により E U 域外国の運転免許証切替を従来通り続けるためには、同域外国との間に二国間協定等何らかの合意文書を締結する必要性が出てきたと主張している。我が国としては伊との二国間協議による解決の余地もあると考えており、今後も免許証切替を継続できるよう、伊の柔軟な対応を要望する。

(2) 希における我が国運転免許証の切替 (9 8 年 1 1 月要望リスト 3 . 3)

希においては、E C 指令を受けた 9 5 年 1 月の大統領令により、非 E U 諸国の運転免許証の希運転免許証への切替が停止された。この結果、非 E U 諸国運転免許証所持者は、希国内において運転するためには、国際運転免許証を取得するか、または希運転免許試験を受け合格した上で希運転免許証を取得することが必要となった。

その後希国会において切替制度の復活に向けた法改正が行われ、近い内に切替制度の復活が見込まれているが、現在のところ運用規則等の面でまだ詳細事項が決定されていないところ、切替制度の早期復活を要望する。

(3) ルクセンブルグにおける我が国運転免許証の切替 (9 8 年 1 1 月要望リスト 3 . 4)

ルクセンブルグにおいて日本の免許証を現地免許証に切り替える場合、または新たに現地で免許証を取得する場合には、医師が発行する健康診断書の提出が要求されるため、免許証取得までには時間及びコストがかかる。健康診断書の項目のうち身長、体重、かっけの有無等は、運転とは直接関係ないと思われ合理性を欠いていると考える。ついては、現行の健康診断書の提出から近隣の警察署等で実施可能な必要最低限の検査 (視力、色覚等) へと変更することを引き続き要望する。

4 . 流通・商法・商慣行

(1) 仏の大店舗規制法 (ロワイエ法) 強化に関する E U の対応

(9 8 年 1 1 月要望リスト 5 . 1)

仏政府は、中小自営業者の保護等を理由に大型店舗設置に関するルールを定めた 7 3 年のロワイエ法の強化を決定し、右強化案は 9 6 年 6 月に仏両院にて採択された。我が方としては、同法がサービス貿易を阻害することのないよう、また、同法の運用が公正かつ適切になされるべきことを要請する。

(2) 西・仏・伊における累損処理 (過小資本規制)

E U において、累積損失が資本金の 5 0 % を超えた場合に株主総会を開催して解決を図ることを求める旨の指令 (7 1 / 9 1 / E E C) が存在し、一部の国においては会社解散や減資を選択せざるを得ない場合がある。この指令は、ベンチャー企業等少額資本金で新規事業を始める場合等において事業の障害になる可能性が高い。前回の E U 回答では 5 0 % という数値の見直しの変更は困難である由だったが、かかる制度が米国や日本に存在しないことを踏まえ、再度検討を求める。

- ・西：前回回答では、法改正審議の中で見直しの可能性がある旨示唆されたが、その後の動向につき情報提供を求める。
- ・仏：仏側より我が国の誤解に基づくものである旨回答があったが、我が国としては、自己資本不足 (累損 5 0 % 超) の際の特別株主総会の開催規定等、一連の規制の緩和を求めるものであり、誤解に基づく要望ではない。
- ・伊：伊においては、累損が資本額の 1 / 3 を超過した時点で即刻株主総会を招集しなければならず、且つその翌期においても累損が 1 / 3 未満にならない場合は、減資を強制される。これは、E U 指令よりも厳しい規制であり、少なくとも E U 指令レベルへの緩和を求める。

(3) スペインにおける債権・債務制度の不備 (商取引法)

(9 8 年 1 1 月要望リスト 5 . 6)

商取引における債権・債務の法的制度が不十分であるため、支払い不履行がごく当たり前の風潮が依然残っており、紛争解決の裁判も長期間を要する。また、支払いの遅延に対する制裁が甘い。例えば、手形の不渡りが日常的に発生しているが、不渡りを繰り返しても、後で支払えば銀行取引停止等にはならない。法改正による債権・債務の商取引法制度の整備・確立及び支払い期日の厳守、支払い遅延に対するコスト負担等のルールの徹底、制度又は銀行による制裁の実施を図

るよう引き続き要請する。

また、欧州委に対して、前回、制定手続中と説明のあった関連 E U 指令のその後の扱いにつき説明を求める。

(4) オーストリアにおける商法上の申請手続の簡素化

(98年11月要望リスト5.7)

商法上の申請手続(定款等の変更)において、親会社役員のサイン証明が必要となっている。例えば、決算日等の商業登記簿の法定記載内容を変更する場合、本社の役員が在日オーストリア大使館に赴きサイン証明を取得しなければならず、手続が煩雑である。ついては、外資系子会社の場合、親会社役員からの委任を受ける形で現地において登記申請手続の大部分が完結できるように手続の簡素化を要望する。

前回回答によれば、商業登記は裁判所が使用するため、不正に改ざんされることのないよう手続を厳しくしている由だったが、サイン証明がなくても本人確認は可能であるので、少なくともサイン証明が不要となるよう制度の改善を望む。

(5) 合併・資産の移転・株式交換等に適用する1990年合併指令の緩和

E U 内の合併・資産の移転・株式交換等に適用する1990年合併指令は、E U 内で組織再編を行う場合、評価替えを繰り延べする税制措置を規定しているが、対象となる「適格な組織再編」の範囲を限定しており利用しにくい。特に多くの日系企業が欧州で行っている現地法人の支店化等のグループ内の再編の際に、日系企業のニーズに基づく組織再編を出来にくくしている。企業が利用しやすいよう条件を緩和すべきである。前回回答で改正につき討議中とのことだったので、その後の進捗につき説明を求める。

また同指令の実施において、損失の取り扱い、株式売却の禁止期間等について E U 内で統一的な扱いがされないことから、欧州内でグループの再編を意図している企業は関係する加盟各国における取り扱いの違いを考慮しなければならず、作業的、コスト的に重荷となっている。過度な企業負担を軽減するため、すべての E U 加盟国に適用される事前裁定制度を作るべきである。前回の E U 側回答では税は加盟国の問題であり、各国の法整備の状況を注視している由だったが、現状及び今後の見込みにつき説明を求める。

(6) SE(Societas Europaea)の設立を認める指令案(欧州会社法指令案)の早期実現(00年2月要望リスト4.10)

多国籍企業が E U 加盟国に子会社を作らなくとも域内の1カ国で欧州会社 S E

(Societas Europaea)の形態として会社を作ればE U中でオペレート出来るという指令案が1970年に出されたものの進展がなく数回中断を繰り返した。最近では1997年に審議が再開され、14カ国の賛成を得るに至ったにも関わらずスペインのみの反対によって欧州理事会での審議が暗礁に乗り上げている。これはE U域内で効率的な事業を進めるためにマイナス要因であり、指令の早期の採択が望まれる。西の動向等、新たに情報があれば説明を求める。

(7) 1991年に出された指令案の早期制定(00年2月要望リスト4.11)

ある加盟国内の居住法人の利益と他の加盟国にある子会社によって生じた損失を相殺することができるように1991年に出された指令案が未だに指令になっていない。欧州における投資促進のため同指令案の早期採択を望む。前回回答では、近い将来の採択見込みは無い由だったところ、現時点までの進捗状況及び今後の見込みにつき説明を求める。

(8) 伊における不動産賃貸契約

伊においては、不動産賃貸契約締結の際、貸し主又は不動産管理代行業者が私契約登録事務所に対して行う賃貸契約登録に半年以上の期間を要する場合がある。については、右期間の短縮を要望する。

5 . 基準・認証

(1) E U 域内におけるプラグとソケットの規格の統一

(9 8 年 1 1 月要望リスト 6 . 1)

自主規格の制定などにより、英を除く欧州諸国で低電圧のプラグとソケットの規格の統一化が進みつつあることは評価。2000年4月の欧州委回答によると、9月12日にストックホルムにおいて本件についての会議が開催される旨通知されているが、同会議の結果についての情報提供を要望する。また、我が国は引き続き規格の統一を要望していくが、規格統一の進展状況についての情報提供を要望する。

(2) 英における乗車用ヘルメットに係る規制の緩和

(9 8 年 1 1 月要望リスト 6 . 2)

日本産の乗車用ヘルメットがEU全域において迅速かつ低コストで流通することを可能とする手続きの実施を要望しており、一昨年3月の対EU規制改革要望では、UN/ECE改正1958年協定規則22条の英国への適用を要望した。

一昨年6月の欧州委の説明によると、2000年7月1日もしくはUN/ECE第5次改正規則が施行されるまでのいずれか早い時期までに、英国に対し同規則が適用されることになっている。

2000年4月の回答によれば、英国は本件について国内法改正の意向を示しているが、現状についての情報提供を要望する。

(3) ヘッドホン・ステレオの音圧規制の統一

(9 8 年 1 1 月要望リスト 6 . 3)

現在、仏及び白において、ヘッドホン・ステレオの音圧に対する規制が検討されているが、両国で異なる規制値が導入されようとしている。

欧州委は98年6月の回答において、貿易の障害となる場合でも加盟国は消費者の健康と安全を保護するために必要な規制を行えるとして、仏白両国の規制導入を正当化しようとしている。しかし我が国が問題視しているのは、EU域内で異なる規制基準を導入することによって域内統一市場のメリットが失われることである。2000年4月の欧州委回答によると、白では国家レベルでの規制は存在せず、仏・白間の統一基準は導入されていないようであるが、我が国としては仏及び白で基準を調和させるか、もしくは規制値、試験方法、表示方法に関し、EU全体で統一した基準を定めることを引き続き要望する。

(4) 土工機械に対する欧州指令の適用の整合化

(98年11月要望リスト6.4)

(a) 英国のHSE (Health and Safety Executive)は、大型ダンプ等の土工機械の視界確保の補助装置について、他の加盟国では要求されない、機械指令の適合規格を越える明らかに過剰な基準を規定している。我が国としては、土工機械に関する欧州指令に不整合な適用の実態を是正することを引き続き要望する。

今回のEUからの回答については、指令の決定過程が説明されているにとどまっており、依然として英国が他のEU加盟国と異なるこれまでの解釈を維持しているため、なぜ他国が設置を求めている視界確保のための補助装置を必要としているのかの理由につき説明を求める。

(b) 新騒音指令案は2001年1月3日に完全実施される見込みであるが、同時に現指令95/27/ECは一次規制途中で破棄される。現指令下で、メーカーはNotified Bodyから2002年末まで有効な騒音証明書を手に入れているが、右期限内は有効となるよう要望する。

また、新しく適用される機械については、猶予期間が現在規制されている機械と同じである。新たな規制に対応するためには新たな対策を講じなければならぬため、猶予期間を2002年末まで延長することを要望する。

さらに、新指令が要求する保証値 (Guaranteed Sound Power Level) の不確定要素 (uncertainties) に関するガイドラインを早急に開示することを要望する。

(5) リサイクル・回収義務の不統一(98年11月要望リスト6.8)

前回4月のEU回答において、現在各国毎に異なるリサイクル・マーキング、回収制度を統一することの有益性を認めつつも、こうした作業は国際的な文化及び廃棄物政策の違いが大きいため困難としているが、外国企業がEU域内において同一製品で各国の環境基準を満たそうとする場合、おのずと各国基準中最も厳しい基準を適用せざるをえず、これは当該国以外においては過剰なコストとなっている。他方、各国毎の基準に適合した製品を作ることも大量生産ができないという点で企業にとって過剰コストである。

現在EUのリサイクル制度に関しては、部分的に廃電子電気機器指令(WEEE)等により域内統一基準に向けた努力がなされているが、リサイクル・マーキングに関しては未だ統一的な制度はない。特に、独におけるNi-Cd電池のリサイクルにつき、回収制度が厳しく、各国制度の違いにより非効率、混乱を招くとの不満が企業から出されているところ、右を含め引き続きリサイクル・マーキング、回収

制度の加盟国間の統一化が図られることを要望する。

(6) 中東欧と欧州の適合性評価協定 (ECAA or PECA)

(0 0 年 2 月 要望リスト 5 . 9)

中東欧と欧州の適合性評価協定 (ECAA or PECA) の早期締結を要望する。また中東欧諸国の中には、欧州指令に加えて別途の国家法令への適用を求める国があり、コストアップ要因となっているところ、当該協定の締結にあたっては、同地域においても欧州指令が E U 諸国と同一の解釈、法体系で構築されるよう E U より中東欧諸国に対し働きかけることを要望する。

(7) 欧州市場における機械の検査体制 (0 0 年 2 月 要望リスト 5 . 1 0)

欧州指令に適合していない機械について、その旨を明記して欧州市場で販売している輸入業者がいる。欧州指令の検査体制を充実させるとともに、企業に指令を遵守させるインセンティブとして、各国が実際にどのような方法で検査を行い、ペナルティーを課しているのか、各国別に情報を公開することを引き続き要望する。

(8) E U 域内への工場用機械設備の輸出

日本においては安全上問題がない旨認証されている機械設備を、欧州に設置するために輸出する際には、欧州の C E 安全規制に合致させるよう機械設備に手直しをする必要があるが、 C E 安全規制指令を受けて制定されている各国の国内規制に差があるため、日本企業が複数の E U 加盟国に機械設備を設置する際に異なる手直しが必要となっている。については、各国の規制が統一されるよう要望する。

6 . 観光

(1) 伊、西における観光ガイドに対するライセンス発効に関する国籍要件の撤廃 (98年11月要望リスト7 . 1)

伊、西のガイド法によると、観光ガイドの資格取得はEU諸国(自国を含む)の国籍者のみに限定されている。EU側は、これらの国のガイド法の国籍要件はGATSに留保していると説明しているが、我が国旅行会社は、日本語を話すことができる案内人に加え、通常日本語を話すことができない現地ガイドを雇う必要があり、無駄な負担を強いられている。

(a) 2000年4月の欧州委回答によると、西は第三国によるサービスの提供は二国間協定により定められる旨説明しているところ、こうした協定締結にこだわることなく、ガイド法の国籍要件の緩和・撤廃につき、西政府が柔軟に対応することを要望する。また当面の要望として、現在は観光客の人数に関係なく強制されているガイドの同行を9名以下の少人数の団体には適用除外とするよう要望する。

(b) 伊については、2000年4月の欧州委回答によると、1999年8月31日の大統領令により、第三国国民のガイド業務を認める可能性を示された旨説明されているが、現在のところまだ日本国民は実際上資格を取得することができない。については、ガイドの資格取得手続及び条件を明確に説明する事を要望する。

(2) 伊における添乗員への現地ツーリスト・ポリスの過剰捜査の緩和

(98年11月要望リスト7 . 2)

我が国の海外旅行者は年間1630万人にのぼり、その多くはパック旅行を利用しているが、パック旅行には通常通訳とは別に添乗員も同行している。伊においては、添乗員が集合時刻や場所の確認等の業務を行う際、現地のツーリスト・ポリスにガイドをしているのではないかと疑われ、過剰な調査が行われる等添乗員業務が妨害されている。

2000年4月の欧州委回答によると、欧州委は伊当局に対し日本側に公式に回答するよう要請したとあるが、我が方は現段階において当該回答を得ていない。現状は未だ変わらないため、我が国としてはツーリスト・ポリスによる過剰捜査が現実に解消されるまで改善を引き続き要望する。

(3) 伊における添乗員ライセンス制度の改善

(98年11月要望リスト7 . 3)

伊においては、添乗業務を行うためには伊各州が実施する添乗員(クーリエ)

試験を受験してライセンスを取得する必要があるが、空港/ホテル間の送迎についてもライセンスを保持した添乗員を使用しなければならない規定がある。しかし、各州が実施する試験は不定期かつ低頻度であり、また日本人の受験が認められる州と認められない州が存在する等、日本人によるライセンス取得が困難である。

2000年4月の欧州委回答によれば、本件については制度と実際の運用に差があり問題の解決が容易でない旨説明されている。ついては、同試験が定期的の実施され、全州において日本人が受験できるようにするか、あるいは空港からホテルまでの送迎行為については、添乗員ライセンス制度の規制対象外とすることを要望する。また上述の要望が達成されるまでの措置として、添乗員ライセンス取得試験の今後の日程（場所、時間）、及び日本人の受験が認められる州と認められない州の一覧表の提出を要望する。

（４）伊における観光バス、ハイヤー等に係わる事業規制の緩和

（ 98年11月要望リスト7.4 ）

伊においては、現在、観光バス、ハイヤー等については、各州事業規制により、車両1両毎のライセンスが必要とされているが、新規のライセンス発行はほとんど行われていない状況にある。本件については、2000年4月の欧州委回答によると、公式回答を作成中とあるが、現在未だ当該回答を得ていない。業界の効率化及び競争促進を通じて観光ツアー料金の低減を図るために、他のEU諸国並に1つのライセンスで全車両あるいは5台程度を保有できるようにすること、及び新規ライセンスの発行を進めることを引き続き要望する。

7. 造船

造船業に対する補助（98年11月要望リスト9.）

1998年5月に開催されたEU産業閣僚理事会において、EU新造船助成規則（理事会指令No. 1540/98, 2000年末で船価助成制度廃止となっている規則）が第7次造船助成指令に代わる助成措置として合意された。

当該助成は直接的な参入規制の形にはなっていないものの、EU域内の造船所で建造される船舶に対して助成を行うことにより、EU域外の造船所との受注価格差を生じさせている。結果として我が国造船業に対する実質的な参入障壁となっており受注活動に影響を及ぼしている。

欧州造船業界には、助成制度の延長を希望する声もあるが、当該助成は造船市場を歪曲し、造船業における公正な競争条件の確立に矛盾することから当該助成措置の延長を行わないよう強く要望する。

8 . 電気通信

総論

EU域内における相互接続と免許制度については、98年3月の日EU規制緩和会合以来、我が国として一貫して関心を持ち続け、規制緩和要望項目として毎回提示している。特に、独、仏における相互接続や免許料の問題は、98年11月以来の会合においても具体的に要望を行ってきたところである。

EUは下記の要望について適切な措置を講ずるよう要望する。

(1) EU及び独における相互接続(99年2月要望リスト10.2.1)

(a) EUにおいては、相互接続指令(Directive 97/33/EC)(第7条の3)に基づいて、加盟国規制庁に対して「相互接続に関する基本的な契約条件(reference interconnection offer: RIO)」を定め公表することを義務づけている。

については、現時点における「RIO」についての加盟国の実施状況を明らかにするとともに、欧州委員会は、未実施国に対して、「RIO」の制定・公表のために必要な改善措置を早急に(2000年中に)とることを要望する。さらに右過程に置いて、欧州委員会は、「RIO」に記載すべき契約条件の中に、接続に要する期間が含まれることを明確にし、加盟国に対し明示するよう要望する。

(b) 独における相互接続については、3月のブラッセルの会議では、欧州委員会から独政府へ送付した意見書に対する独政府の回答を分析中ということであったが、その内容はどのようなものか説明を求める。そして、その後の独政府と欧州委員会との調整の状況について、具体的な説明を求める。

更に、独においては、電気通信郵便規制庁が官報公示する「基本契約条件」及びエクストラネット上で入手可能な「その他の条件」を合わせて、相互接続指令(第7条の3及び第14条)に規定する「相互接続に関する基本的な契約条件(reference interconnection offer: RIO)」として整備されている。しかしながら、独における「RIO」(ドイツテレコムと他の事業者との間の接続条件)には標準的接続期間が明示されていないため、ドイツテレコムによる恣意的な交渉の遅延が起こる可能性もある。

については、独政府が、早急に(2000年中に)独の「RIO」の中に、接続に要する期間を含めることを要望する。

(2) 独、仏における免許料 (99年2月要望リスト10.2.2)

独、仏における免許料は、依然として非常に高額であり、新規の市場参入にあたっての障壁となっており、競争制限的な制度である。

例えば独では、全国レベルの音声電話サービス免許料が300万マルク(約1.5億円)であり、仏では、全国レベルのサービス免許料は、申請時が75万フラン(約17百万円)、また管理行政費として毎年75万フラン(約17百万円)となっている。仏の管理行政費用については、本年1月から昨年の半額になったとはいえ、合計額は依然として相対的に非常に高く、かつ毎年負担を強いられている。これは、新たに参入する事業者にとって過剰な負担であり、市場参入にあたっての障害となっている。

については、独政府及び仏政府が、適切な措置を早急に(2000年中に)講ずることを要望する。また、欧州委員会としても、両国政府が上記措置をとるよう確保することを要望する。

欧州委員会は、昨年末に独に対して送付した意見書に対する回答を検討中ということであるが、その内容及びその後の独政府と欧州委員会との調整について具体的な説明を求める。また、本件に関する仏政府と欧州委員会との調整の状況についても今後のスケジュールを含め具体的な説明を求める。

また、欧州委員会は、本年7月に公表された「電子通信ネットワーク及びサービスの認可に係る欧州議会及び理事会指令案」第12条に規定される「行政上の課金」について、免許料でカバーすべき行政費用の範囲を同指令案の発効時までには明らかにすることを要望する。

参考までに、我が国における事業許可にあたっての登録免許税は15万円(約3,066マルク、約10,281フラン)である。

(3) 欧州委員会による情報開示

欧州委員会は、各加盟国における電気通信市場の競争促進等に関する一連の指令の実施状況を定期的に調査し、公表している(「電気通信規制パッケージの実施状況に関する報告」)。

これらの公表資料の中では、電気通信関係の指令の実施を確保するために「欧州共同体設立条約(the Treaty establishing the european community)」に基づく違背手続き(infringement procedure)を躊躇せずに実施する旨を述べるとともに処理中の違背手続きの件数について記述されているのみである。

しかしながら、電気通信関係の指令を効果的に実施するためには、公表資料中にこれらの違背手続きに関する記述をするだけでは不十分であり、(1)及び(2)で既に述べた欧州委員会と加盟国政府との間の調整の状況を含め、電気通

信関係の指令に対する違背手続きの進捗状況に関する情報について広く開示することが重要であると考える。

については、欧州委員会が右情報の開示制度を早急に（2001年中に）策定することを要望する。

9 . 金融サービス

(1) 金融分野における E U 共通手続の導入

ある国で認められた活動、商品、ライセンス等に関して、他の E U 加盟国でも自動的に認められ、追加的な手続の必要がなくなることを要望する。国毎に異なる内容、様式の届出を行うのは煩雑であり、ビジネス上の障害となっている。

(2) 独・仏における金融機関の代表者

仏においては代表者 2 名のうち少なくとも 1 名、独においては新任支店長について、当該国言語に堪能であることが求められる。右規制は柔軟な人事政策の妨げとなる上、我が国との相互主義の観点からも妥当でないと考えるので、語学要件の緩和を要望する。

(3) 域内銀行と域外銀行の取扱いの統一化

(9 8 年 1 1 月要望リスト 1 4 . 1)

(a) 大口融資規制に関し、邦銀がポルトガル、オーストリア、ルクセンブルグ、オランダに支店を開設した場合は、E U 加盟国籍の外銀支店に対する取扱（外銀支店の融資についても本国での資本額を同規制の計算上用いる）を受けられない。邦銀支店については、当該支店の資本額（いわゆる「持ち込み資本額」）をベースにした規制がなされるため、一件あたりの融資額の上限が低く抑えられ、E U 域内に本店を持つ他の銀行に比し不利である。前回の E U 側回答では、E U 域内に現地法人（支社）を設立すれば問題は解決されるというものだったが、これは現地法人と支店という経営形態の自由を奪うものであり、受け入れられない。域外に本店がある場合も同様の扱いとすることを希望する。現在、ポルトガル以外の 3 カ国に純粋な形での邦銀の「支店」は存在しないが、今後のビジネス展開の自由度を確保するという意味で、右規則の E U 域内での統一的な取扱いを要望するものである。

(b) また、仏においては本店所在地が E U 域内であるか否かによって以下のような取扱いの相違が見られる。(a) と同様に支店が現地法人かという経営形態の自由度確保の観点から、域内外の銀行を同様に取扱うよう要望する。

< 仏における取扱いの相違点 >

・ 域外銀行は支店開設の申請と許可が必要（域内銀行は事前報告のみ）

- ・域外銀行の支店は擬制資本が必要（域内他国銀行の支店は不要）
 - ・域外銀行の支店は預金保険機構加入が必要（域内他国銀行の支店は不要）等
- また、外銀支店でも保険料負担・救済スキームとも仏銀と同様に制度に組み込まれ、貸出残高による保険料分担の対象となる。これは我が国を含め他国には見られない規制であり、改善を要望する。

（４）仏における資産査定

仏における資産査定の基準は明文化されたものが存在せず、銀行の所要引当金算定に際し検査官の裁量の余地が大きい。同じ取引先に対する貸出でも、銀行毎に検査官が違うために異なる指導が行われるケースがある。監督基準は銀行経営上極めて重要な意味を持つものであり、ルールを明文化し、透明且つ明確にすることを要望する。

（５）仏における外銀支店への自己資本不足を理由とした課税

仏において税務当局が外銀支店に対し、支店の擬制資本金をベースに算出した自己資本比率が銀行全体の自己資本比率より低い（外銀パリ支店の「擬制資本金/総資産」の割合が当該銀行の連結ベースBIS基準自己資本比率を下回る）場合、自己資本不足分に当たる額の運用益（見なし利息）に課税されるとの取り扱いがなされている。税務当局が金融機関の自己資本比率に基準を設けることは世界的にも例がなく、また、元来自己資本比率は金融機関の健全性保持のための基準であり、課税ベースとして用いることは著しく合理性を欠くので、改善を要望する。

（６）仏における流動性比率規制

流動性比率規制について、本支店への資金放出ネット額（本支店への資金放出 - 本支店からの資金調達）について、本店からのStandby L/Cを差し引いて流動性比率を算出しなければならず、外銀の流動性比率算出上不利である。右規制の緩和若しくは撤廃を要望する。

（７）E C Bに対するミニマム・リザーブ（最低準備金）の算出

現在、ミニマム・リザーブの算出根拠となるリザーブベースの内、E S C B加盟国からの資金調達は全額控除されているが、英国からの調達は控除対象外である。しかし、英国は欧州銀行間市場の中心であり、資金調達額も多いので、英国からの資金調達も控除対象とするよう要望する。

（８）英におけるE U域内他国向け貸出金利への源泉課税

邦銀を含む外銀ロンドン支店が伊、西等向けの貸出をブッキングした場合、当該貸出からの金利収入に対して源泉徴収税 (withholding tax) が課される。外銀の欧州地域戦略においては、ブッキングの母店集中による事務コスト削減が経営上の重要課題であるが、欧州においては右税制がその妨げとなっているので、廃止又は税率引き下げを要望する。

(9) 唄のクレジットカ―ド業務への新規参入

オーストリアにおいては、クレジットカ―ド業務に新規参入する場合銀行免許の取得が義務づけられており、しかも取得のための基本的条件が厳しすぎる (資本金 7 0 0 0 万シリング以上)。他国には見られない規制であり、過度に国内業者を保護していると考えられるので、右規制の撤廃を要望する。

(1 0) リース事業に関する規制

英・独においてはファイナンスリース事業は一般事業会社による非規制事業であるのに対し、仏・伊・西等においては大蔵省若しくは中央銀行の認可が必要な規制業種 (金融法人) となっている。右規制は自由な業務展開の妨げとなっており、EU域内での取り扱いを英・独同様に統一することを要望する。

10. 建設

(a) 白における建設業の営業手続の簡素化（98年11月要望リスト17.）

白において建設業を営業するためには、建設業に限らず業種ごとに営業活動を行うのに必要な営業内容証明、及び28の工事業種ごとに必要な建設請負業者登録が必要である。この2つの手続については、申請機関が異なる上、それぞれ業種区分ごとに証明、登録が必要であり、手続が複雑で、このことが参入コストを増大させている。ついては、営業内容証明と建設請負業者登録手続を統合するか又は同一の機関に申請できるものとする事、及び営業内容証明、建設請負業者登録それぞれの業種区分の統合により、業種数の削減を図ることを引き続き要望する。本年4月の回答に白外相から蔵相及び建設相あてにレターが提出されたがあるが、レター発出後の本件の状況につき説明を求める。

(b) 建設業の登録に関する指令案

本年4月の回答によれば、「欧州委は、ある加盟国で正当に登録された企業が、他の加盟国でもその登録証明書により、建設業を営むことができることを内容とする指令案の作成作業を進めている」とのことであるが、その指令案の具体的な今後の検討スケジュールの説明を要望する。

(c) 白における工事代金支払い制度

建設業登録を受けていない建設業者が、施主から受け取ることができるのは、工事代金の70%のみである（工事代金の15%を税務当局に、15%を社会保険庁に納めなければならないため）。本件について、本制度の必要性の説明を求めるとともに、本制度の廃止または改善を要望する。

11. 自動車

(1) 欧州車両技術法規に関する会議体への参加

(00年2月要望リスト11.1)

欧州委員会が主催するMVWG (Motor Vehicle Working Group)とMVEG(Motor Vehicle Emission Group)等の会議に日本自動車工業会 (JAMA) の参加が認められたことを評価する。

今後は、日本側が十分な検討を行えるようJAMA等に対して早期に情報を提供することを要望する。

(2) 日本自動車工業会のEEVCへの参加

EUの自動車関係の法令制定過程における技術的要件等はEEVC (European Experimental Vehicle Committee)の場で議論されているが、現在同委員会の検討内容は公開されていない。ついては、日本自動車工業会のEEVCへの参加を認めること、右が受け入れられないのであれば少なくともEEVCの検討内容についての情報公開を要望する。

(3) ECE規則13H (ブレーキについての国連ECEにおける基準) の採用

(99年2月要望リスト)

国連ECE規則13Hの採択に係る閣僚理事会決定案が、この秋に理事会で審議される予定であると聞いているが、右決定案の進捗状況について情報提供を要望する。また、車両型式認証指令との関連においても、ECE規則13Hの使用が可能となるよう同指令が改正されるものと認識しているが、ECE規則が採択されると同時に車両型式認証の取得も可能となるよう要望する。

(4) 車両型式認証制度 (WVTA) における認証試験項目の簡素化

現在、WVTAの認証試験項目 (46項目) については、原則全て公式試験で行われており、社内試験データの受入についてはケースバイケースの交渉によって決められている。ついては、公式試験項目の削減、社内試験データの活用により、WVTAがより効率的な認証試験体制となるよう要望する。

(5) 二輪車・商用車の車両型式認証制度(WVTA)の創設

WVTAは現在のところ乗用車のみ適用されているが、二輪車及び商用車についても早急に実施細目を定めて制度の運用を開始するよう要望する。

(6) 自動車関連税制の調和(00年2月要望リスト11.6)

デンマーク、希、フィンランドでは、自動車販売・保有等に100%前後の税金がかかっており、販売上大きな障害となるばかりでなく、EU内での価格調和の阻害要因となっている。ついては、高率な自動車関連税の軽減とともに、税制の加盟国間調和を引き続き要望する。また、2000年4月の欧州委回答によると、欧州委は各国の自動車関連税の差異の分析を開始する旨述べているが、同分析についての情報提供を要望する。

(7) 歩行者保護法規

歩行者保護基準についてはEUが独自に作業をすすめているが、国際研究調和プロジェクト(IHRA)の枠組みの中で、日本、米国などとも歩調を合わせて調和基準を策定すべきである。また右基準の制定にあたっては、法令審議のプロセスの透明性確保を及び日本メーカー(JAMA)の参加を認めるよう要望する。さらに欧州メーカーが入手できる情報には日本メーカーもアクセスできるように環境を整えることを要望する。

(8) EuroNCAP(自動車アセスメント-安全性能評価・公開)

欧州委員会がスポンサーとなって行っている自動車の安全性能評価(EuroNCAP)は、評価基準が明確でなく、また主観的な評価が行われている部分もあり、手続が不透明である。

また、NCAP自体の制度をどのように運営するか検討する場には、ACEAが業界代表として出席しているが、現在のところ日本の自動車企業は全ての会議への参加は認められていない。ついては、日本の自動車企業もNCAPにおける議論の過程を把握できるよう、これら企業のNCAP関連会議への参加の機会を増やすよう要望する。

(9) スピードメーター指令(2000/7/EC)

スピードメーター指令によると、右指令は、全ての二輪車に対して2000年7月の登録時から適用されると解釈されるが、既認可モデルへのリードタイムは皆無となっている。結果として既認可モデルを右指令に適合させるために改良を行わなければならない、メーカーに負担がかかる等の障害が出るため、右指令のり

ードタイムを緩和するよう要望する。なお、過去に他の指令において、リードタイムが当初の期限から一年後に変更された事例もある（93/91EEC）。

（10）域内における無線設備の相互承認の早期施行

近年自動車の電子装備化とともに、車輛が各国の電波関係法令の規則の対象になるケースが増加している。現在まで、こうした無線設備は、各国通信規制庁個別の認可が必要となっており、手続も含め大変煩雑となっている。R & T T E 指令が発出され2000年4月から適用されているが、30ヶ月の間は各国独自要件の継続が許されており、各国での対応が進まないことが危惧される。

については、R & T T E 指令（99/5/EC）の各国での速やかな適用及び各国での運用に対する情報公開の促進を要望する。

（11）世界的技術規則の策定にあたっての基本事項の国際調和

本年10月より、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（UN/ECE/TRANS/WP.29）の一般安全分科会（GRSG）において、グローバル協定（the 1998 Global Agreement）に基づいた世界的技術規則（Global Technical Regulations）の策定についての議論が開始されている。同会議の目的は、技術規則の基本事項を国際調和すべく、現在日米欧等世界各国の法規で独自に定めている自動車のカテゴリー、重量定義及び寸法定義について世界統一を図ることである。我が国は、EUが、同会議の議論に積極的に参加・協力し、統一基準の策定に向け柔軟に規則の改革を行っていくことを要望する。

12. 伝染性海綿状脳症（TSE）

伝染性海綿状脳症（TSE）感染のおそれのある物質の使用禁止

（98年11月要望リスト12.）

欧州委員会においては、各国のTSEステータスについて危険度評価が行われ、昨年来の継続案件である「日本のTSEステータスの評価」は、従来どおり行われるものと承知している。

本年3月の日・EU規制改革対話で述べたとおり、我が国にはこれまで狂牛病の発生はなく、また、狂牛病の侵入を防止するための防疫措置を取っており、このことはOIE（国際獣医事務局）への報告も行っている。

我が国は、98年2月に「我が国のTSEの状況を説明した資料」を欧州委員会に提出し、また、99年10月に追加データを提出した。

また、2000年6月30日付けEU官報によれば、TSEの国別危険度について4段階の評価を行うこととされ、本年8月1日付けで科学運営委員会は23カ国についてリスク評価を終了したと承知している。

については、本年3月の規制改革対話では、「第2回目の審査会議は3月中に開始される予定であり、日本の参加を期待する」旨の言及がEU側よりあったが、この会議は実際に開催されていないようであり、日本のリスク評価はどのような手順で行われるのか、今後の見通しはどのようになるのか説明を求める。また、いずれにせよ、早急に我が国のTSEのステータスの審査を進め、我が国を特定危険物質を含む食品等の規制対象から外すよう要望する。

13. ペットフード

EU向けペットフードの輸入禁止の撤回（98年11月要望リスト13.）

日本産ペットフードについては、ペットフードの対EU輸出が可能となる第3国リストに日本が含まれていないことを理由に、EU諸国向けの輸出が禁止されている。

我が国は、98年5月に在ブラッセル日本代表部より欧州委員会に対し、口上書にて、我が国を対EU輸出が可能となる第3国リストに載せるよう要請を行ったが、本件の解決に向けて進展が見られない状況である。

EU側の本件に関する進捗は、98年5月以降見受けられない。我が国としては、欧州委員会でEUへの輸入解禁手続が開始され、EU諸国へのペットフードの輸出が可能となるよう速やかな対応を要望する。

なお、前回の協議において（2000年3月）、EU側より「TSEの問題が優先事項とされているため、本件については「本年夏以降でないと取り組めない」とのことであったが、TSEの最終意見のとりまとめと審査は、一段落ついたようであり、本件についての日本への関連情報の照会はいつ行われるのか説明を求める。また、欧州委員会の検査官による検査はどのようなものか、検査はいつ行われるのか説明を求める。

14. 雇用

総論（98年11月要望リスト15.1）

欧州における雇用制度・慣行は我が国のものと比べ、多くの点で雇用者側にとって厳しすぎる内容となっており、解雇、転勤、勤務時間、給与等について我が国進出企業にとって困難を生じている場合が少なくない。これらは必ずしも「規制」の問題とは言えず内外無差別なものもあるが、効率的な労働市場は欧州自身の利益にもつながると考えることから、現実には生じている問題が改善されることを引き続き要望する。

（1）ルクセンブルクにおける雇用の問題

（a）ルクセンブルグにおける法定有給休暇日数または、銀行労使協定上の有給休暇日数の削減（98年11月要望リスト15.2）

ルクセンブルグでは企業側の給与負担を伴う有給休暇は国内法令及び銀行労使協定で44日と定められており、病欠の場合にも3ヶ月までは給与の100%支給を保証しなければならない。在ルクセンブルグ日系企業には小規模金融機関が多く、また従業員の総数も限定されていることから、本休暇制度の下では人繰りが極めて厳しい状況にある。99年4月の回答及び本年4月の回答では、ルクセンブルグは同法は基本政策として変更することはないとのことであったが、本法が日本企業の業務運営に実際に不利益をもたらしており、ビジネス環境上のネガティブ要因となっていることを再度指摘したい。

（b）ルクセンブルグにおける解雇制度の弾力的な運用

（98年11月要望リスト15.3）

同国労働法により、一旦正式採用した従業員を企業側の事情により解雇することは極めて難しい状況になっている。一般的な傾向として、優秀な従業員はより高い処遇を求めて相対的に短期間で退職する一方、能力の低い従業員は自ら退職することなく企業に残留している。企業の競争力を維持する観点からは良質な労働力を確保することは重要課題の一つであり、99年4月及び本年4月の回答ではルクセンブルグは同法を変更することはないとのことであったが、現行制度の下ではフレキシブルな雇用を実施することは困難であり、本法が日本企業の業務運営に実際に不利益をもたらしており、ビジネス環境上のネガティブ要因となっていることを再度指摘したい。

(2) 西における雇用の問題 (98年11月要望リスト15.4)

(a) 西における年間超過勤務時間 (98年11月要望リスト15.4)

残業・休日に関する規制緩和要求に関し、98年の西側回答では「『超過勤務はそれが生じてから4ヶ月以内に休暇を入れることによって代償される』規定があるのでよりフレキシブルに運用されうる」と主張するとともに、本年4月の回答では、年間ベースで週平均40時間とするように、勤務日の配分をずらすことは可能であるとの規定を援用し、増産体制に対応しようと主張しているが、いずれにせよ年間超過勤務時間の総枠80時間は固定されており、これを超える場合には必ず労働者に休暇を与える必要が生じる。このような規制が存在し続けると、企業として大幅な増産、販売の拡大に機敏に対応することは困難である。ついては、年間超過勤務時間の総枠80時間の引き上げを可能とするような弾力規定を新規に設けることを引き続き要望する。

(b) 西における集団転勤 (98年11月要望リスト15.4)

集団での転勤に対する規制緩和に関し、昨年及び本年の西側回答では「合意の有無にかかわらず、一定期間の組合との協議を経た後、雇用者は配置転換を雇用者の権利として決定しうる」としているが、実体的には、組合の合意がなければ大規模転勤は行えないように法令は運用されていることが日本企業の業務運営に実際に不利益をもたらしており、ビジネス環境上のネガティブ要因となっていることを再度指摘したい。

(c) 西における解雇保証金 (98年11月要望リスト15.4)

解雇補償金額の引き下げに関し、98年6月の西側回答では「新法令により解雇補償金の金額は33日×勤続年数に引下げられた」としているが、これは同法成立後の97年以降に成立した契約のみに適用される。この結果、97年以前に雇用契約を締結した労働者を解雇する場合、西の解雇保証金の額は仏や伊の2倍程度となっており、欧州の標準的な金額から乖離した解雇保証金について西の見解を求める。西側では「不当解雇の場合のみこの金額は適用される」としているが、会社都合の解雇の場合「不当解雇」とされるので、企業は実体上高額の解雇補償金を支払う必要があることに留意すべきである。

(d) 西における無期限雇用適用制度

西の法律では、特定の工事・労働を行う場合及び市場状況が繁忙である場合は、

6ヶ月の期限を上限として、期限付き労働契約を結ぶことができる。

しかし、契約満了後、労働者が同企業で仕事を継続した場合、無期限雇用（本採用）として見なされることになっている。そのため、必要に応じて必要な期間労働者を採用することが不可能であるとともに、日本企業の業務運営上、人事の面で支障を来している。

については、契約満了後の無期限雇用適用制度の撤廃を要望する。

（３）伊における雇用問題

（a）伊における短期雇用制度の改善（98年11月要望リスト15.6）

テンポラリースタッフの契約延長に関し、本年4月の回答では、1年以上の契約延長も場合によっては可能であり、また、よりフレキシブルな短期雇用制度につき議論は引き続き行われているとのことであるが、現在の検討状況及び今後の取組みについて説明を求める。

（b）伊における労働争議の調停機関の設置

（98年11月要望リスト15.8）

労働争議が発生した場合、調停者、調停機関が定まっておらず、企業、業種、争議の性質や組合側との関係等によって、国や州の政治家や公共機関のいずれかがこれにあっているのが現状である。かかる状況の下では、適当な調停者を選定するだけでも相当な時間を要し、企業経営にマイナスの影響をもたらすことになる。本年4月の回答により、調停手続きのサポートを行う機関「the Commissione di garanzia」の存在は認識した。しかし、右機関の権限は、不可欠公共サービス（電気・ガス・水道・交通の事業者及びガソリンスタンド等）の部門に限られるため、通常、日本企業の争議調整には関与しないものと見られる。

については、争議をより迅速に処理するためにも、専門の調停機関を設け、争議の際には時間の効率的かつ迅速な調停を可能とする枠組みの創設を引き続き要望する。

（c）伊における残業時間制限（00年2月要望リスト15.10）

従業員の残業については、銀行業協会の労働協約により年間150時間以内との制限があるが、必要な場面においても残業をさせることができず、業務上支障をきたしている。本年4月の回答では民間団体の協約に関するものであるため、規制改革対話において取り上げられないとあるが、伊政府が、厳しすぎる残業時間の制限につき、銀行業協会と何らかの協議を持つことを要望する。

(4) ベルギーの雇用の問題

(a) ベルギーの給与制度 (00年2月要望リスト15.9)

ベルギーにおいては、法律により個々の従業員の給与を引き下げることができない給与制度が義務づけられており、また賃上げ率の上限が決められているものの、毎年政府から、全従業員に対する定率の最低賃上げが義務づけられている。

本年4月の回答は、法制による最低賃上げ義務の説明としては不十分であり、個人レベルの賃金決定を個々の企業の意味決定に委ねられるよう引き続き要望する。

(b) ベルギーの労働時間制度

現在、ベルギーにおいては年間で、所定内労働時間を超過することが法的に制限されており、また超過時間は代休で消化させる義務があるため、業務量の変動を残業で吸収することが出来ず、雇いで調整せざるを得ない。しかし、雇用を増やすと業務量減少時に余剰人員を抱え込むことになる。所定内労働時間に関する制限が、業務量の変動に対する迅速な対応の障害となっているため、所定内労働時間の拡大を要望する。

また、本年1月より週勤務時間が1時間短縮(年間有給休暇6日増)される等、勤務時間が短縮される傾向にあるが、これ以上の勤務時間短縮(有給増)は投資活動上の障害となる可能性があることを指摘する。

(c) ベルギーの解雇制度

能力不足による解雇は、会社都合による解雇と見なされ、3ヶ月以上の解雇予告期間が法的に必要とされている。ところが実際には、クレイスフォーミュラという慣行にて勤続年数、年収に応じて、場合によっては1年を超える予告期間もしくはその期間の賃金相当の解雇金支払いが必要となっているところ、法律でない慣行が優先する不透明性の解消と、予告期間の上限を半年とすることを要望する。

(d) ベルギーにおける労働組合関係法令

法定の労使協議会により経営者側は、財務、事業業績等に関する情報提供を月例、四半期、年次で義務づけられている。年次報告については、原価計算方法、市場での位置づけ、リサーチ活動の内容といった項目まで、多数規定されており、日本側企業にとって負担が大きい。決算情報、労働条件、従業員の雇用に影響する重要な組織変更のみに提供義務づけ項目を簡素化するとともに、会合頻度も各

社の裁量に委ねられることを要望する。

(e) ベルギーにおける従業員代表に対する保護規定

従業員代表選挙の候補者は、当選者のみならず、代理要員、落選した候補者を含め、次回4年後の選挙まで、勤怠不良でも解雇できない。代理要員及び落選した候補者は、一般従業員と同じ扱いとするよう保護規定を改善することを要望する。

(5) デンマークの人事に関する規制

デンマークでは理事会メンバー (members of the board of directors) については少なくとも半数、執行役員 (members of the management board) については全員がデンマークに居住することになっている。親会社が国際的な事業展開をしている場合、その在デンマーク子会社は右について例外を受ける可能性があるが、その基準及び例外の内容については明らかにされておらず、登記時に決定される。このような規制は、人事面で子会社管理の自由度を妨げており、規制の緩和を要望する。

15 . 貿易・関税

(1) ベルギーにおける輸出許認可

工作機械をベルギーよりEU域外国に輸出する際には、ベルギー政府による許認可を取得する必要があるが、右取得には1か月以上要するため、企業活動が阻害されている。EU側説明によれば、白では外務大臣と外国貿易政務次官の決裁を要するため、3～5週間はかかるとのことであるが、審査内容に問題がなければできるだけ早く許可を発行するよう引き続き要望する。

(2) 日本人駐在員が西へ引越を行う際、引越貨物を通関させるために必要な書類の簡略化

日本人駐在員が西へ引越を行う際、引越貨物を通関させるために日本の市町村が発行した「転出証明証(英訳)」が必要とされている。しかしながら、同時に西国内の居住ビザ(又はその発給申請書)も必要とされているため、「転出証明書」を提示する必要はないと考えられる。2000年4月の欧州委回答によると必要書類に転出証明書は列挙されていないが、西の付加価値税に関する勅令1624/1992によると、転出証明書が必要とされている。については転出証明書の提示を廃止するよう要望する。

(3) DETAX制度の改善(00年2月要望リスト16.4)

現在、免税手続は欧州最終出発地にて行うよう規定されているが、最終出発地での手続に時間がかかり、乗り継ぎ時間が短い場合には免税手続ができない事態が発生している。については、最終出発地以外の空港でも免税手続を行えるようにするとともに、空港以外(市内の事務所等)においても手続が可能となるよう要望する。

(4) 複写機用トナーの関税率

EUにおいては、複写機用トナーパウダーに関し、カートリッジの形態であれば無関税とし、パウダー単体の場合でも関税の一時免除申請が認められれば関税が免除される措置が、域内情報技術分野の振興策の一つとして設けられている。しかしながら、関税の一時免除申請の手続きには相当の時間がかかるため、トナーパウダー単体の無関税での輸入は事実上ほとんど不可能である。我が国製造業者の中には、EU域内の工場においてトナーカートリッジを製造するためにトナーパウダーを単体で輸入する業者も存在する。についてはEUの域内産業振興の観

点からも、関税の一時免除のための申請処理期間の短縮を引き続き要望する。

(5) アンチダンピング規則の不適切な運用

欧州委員会のアンチダンピング調査について、テレビカメラ用部品の件に見られるように、当局が十分な証拠を有しない段階で、当局の自己の発意に基づいて職権調査を行うことにより、企業活動が妨害されているので、職権調査を行う際には慎重な検討を要望する。また、個人用FAXについて、再審査により対象製品の定義を拡大する動きがあるが、アンチダンピングの再審査制度は対象製品のダンピング課税措置を継続するか否かを判断するためになされるべきものであるため、対象製品の定義見直しについては、新たなダンピング案件としての手続をとることを要望する。

16 . 環境

総論

現在、「廃自動車指令案(ELV)」がEU内部で検討、調整されていることと承知しているが、我が国としても環境問題の重要性を深く認識しており、廃車に起因する環境への負担を軽減しよう」とするEUの目的については賛同するものの、未だ内容の一部については我が国自動車業界も強く懸念しているところ。

現在、「欧州廃電子・電気機器指令(WEEE)」及び「廃電池指令改定」が、EU内部で検討、調整されていることと承知しているが、我が国としても環境問題の重要性を深く認識しており、「電気・電子機器の廃棄物に起因する環境への負担を軽減しよう」とするEUの目的については賛同するものの、未だ内容の一部については我が国及び電子電気業界も懸念しているところ。

(1) 廃電池指令改定に対する要望(00年2月要望リスト17.3)

- (a) ボタン電池の水銀含有量を1%から2%に緩和(補聴器等の製品では1%を越えるため)。
- (b) 含まれるカドミウムを0.0005%以上から0.002%以上に緩和すべき(cf. 一次電池における不可避的なカドミウムの残留)。なお、ニカド電池についても本規定の対象外とする(cf. 用途の大半においてニカド電池に代わりうる電池は存在しない)。

(2) ELV(End of Life Vehicles:廃自動車)指令案に対する要望

(00年2月要望リスト17.2)

この指令案は、新規に型式承認される乗用車が適用されるものとの理解でよいか。

使用禁止物質に関する現行の適用除外リストは、「代替物質がない」、「開発のためのリードタイムが必要」といった観点から、不十分である。また、我が国としては適用除外リストの拡充が必要と考える。

以下は、適用除外リストに追加されるべき部品・材料の一例

- ・鉛、ブロンズ製ベアリング・シェル及びピストン(鉛)
- ・燃料タンク用コーティング(鉛)
- ・ホイール・バルンサー(鉛)
- ・ピエゾ電気素子(鉛)

- ・ グリス及びオイル（鉛）
- ・ ガラス（鉛）
- ・ ポリマー（鉛）
- ・ 蛍光管（水銀）

（３）代替物質規制

欧州委員会が本年 6 月 13 日に採択した、廃電気電子機器指令（WEEE）案及び電気電子機器中の特定有害物質の使用制限に関する指令（ROS）案について、電気電子機器の廃棄防止や有害物質の使用抑制等の目的には賛同するものの、本指令案の含有成分規制（"Substance Ban"：鉛、水銀、カドミウム等の使用規制）や、リサイクル率規制等については、これをあらゆる電気電子機器・部品について行うのであれば、そのような規制の必要性や、規制への対応の技術的な可否等を、あらゆる電気電子機器・部品について、網羅的に検討する必要がある。例示すれば、ROSによる電気電子機器・部品中に含まれる鉛の除去規制及び代替物質の期限付き転用などは、現在の技術レベルを考慮すると達成不可能と考えられる。従って、一部除外規定はあるものの、指定物質による一律的な規制となっている現行案は、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的である可能性がある（TBT協定第2条2項）。かかる規制は、対象の電気電子機器・部品の範囲を明確にし、かつ、実現可能な技術レベルに照らした妥当な範囲でなければならない。これらに関し、貴地域に対する主要な電気電子製品・部品の供給者である我が国産業界とも十分なconsultationを行うべきである。

（４）ベルギー・フランドル地方廃棄物法

1999年7月1日から施行されたベルギー・フランドル地方の廃棄物法は、廃棄自動車、タイヤ、白物家電、茶物家電を対象としているが、茶物家電の中にコンピュータ、コンピュータ用のモニタなども含まれるほか、廃棄物の回収では、メーカーに厳しい内容になっている。

この法律は、現在欧州委員会が検討しているWEEE指令と重複するものである。特に、WEEEでも問題になって、第3次案では消去された「小売店に廃棄物を引き取る義務」を課しており、WEEEで欧州全体のコンセンサスが得られる時点まで施行を停止するべきである。

17. 情報

(1) 個人情報保護指令(2000年2月要望リスト18.1)

EUは十分な情報の保護規定がない国や地域向けにはEU加盟国からの個人情報を出さないことを義務づける「個人情報保護指令」を昨年10月に発効させるなど政府主導による規制を実施している。このため、EU域内の現地法人から採用情報、顧客データ等各種情報を本社へ移転することが制限され、企業活動に支障が出てくる恐れがある。我が国においては、産業界は、通産省ガイドラインや個人情報保護に係るJIS(JIS Q 15001)の遵守、プライバシーマークの取得等、個人情報を保護するための自主規制に取り組んでおり、また、政府レベルでも現在、法制化作業を進めているところである。ついては、今後日EU間において個人データの移転の自由が確保されるよう、EU側の前向きな対応を要望する。

(2) 独の著作権法

独の著作権法では、基本的に私的複製は著作権法の例外として合法化されているが、その対価としてコピー機、スキャナー、テープなどにつきGEMAに対して補償金を支払うという形になっている(第54条第1項、第54条a第1項)。

しかるに、本年からパソコン接続用のCD-W/RW一台につき17マルクの補償金を支払われねばならなくなっており、更に本年7月にGEMAよりパソコン一台あたり41マルクの補償金を課すとの要請書がパソコンメーカーに送られてきている。我が方としては、複写及び記録専用ではない機器に対する補償金の賦課は不合理であると考えており、本制度の改善を要望する。

18 . 社会保障

社会保障費の二重払いについて

日本と社会保障協定を締結していない欧州諸国においては、各国の基準に従い日本人駐在員が社会保障費の支払いを義務付けられるが、同一人が日本国内でも社会保障費の支払い対象とされ二重に支払う状態となっているため、企業にとって負担を強いられ、投資の妨げとなっているとの要望は依然数多い。この問題については、既に独・英とは社会保障協定を締結し、仏とは交渉中、また他のEU諸国からも協定締結交渉開始の申し入れを受けているところであり、我が国としても、今後、我が国との人的交流の状況等に照らし、優先度の高い国から、順次協定締結交渉開始に向けた情報交換を進めていきたい。

(1) EU域内での個人への社会保障の統一化

(00年2月要望リスト19.1)

EU域内で人が移動した場合、当該人についての社会保障の適用や課税標準が移動前の国と移動後の国とで異なる扱いをされるということと、手続きが複雑となりコストもかかることから、EUとして統一的な取り扱いをすべきである。

(2) 塙の社会保険制度の改善(00年2月要望リスト19.3)

塙では、公的医療保険への加入は被用者の場合強制加入であり、雇用と同時に自動的に保険に加入するシステムとなっている。この公的保険に加入している者が無料で受診できる施設が公的医療施設であり、私的医療施設を利用するためには、この公的保険に加入していることを前提に、追加的に支払って私的保険に加入する必要がある。

4月10日のEU側回答は留意するが、駐在員は病状を医師に伝える上で言葉に問題がある等の理由により私的医療施設を利用することがほとんどであるので、我が国としては引き続き民間保険会社の自由な選択システムを要望する。

19. 食品

(1) ホタテの輸出解禁

EU向け日本産ホタテの輸出解禁について、我が方は日・EU間で合意した要領に基づく所定の手続きを終えており、その旨を本年6月28日にEU側に通知したところである。本年9月EU側からは来年前半に日本に査察団を送ることを検討しているが、法制面での手続きが遅れる可能性があるとの説明を受けた。我が方は早期の輸出再開を引き続き希望しており、EU側の検討状況及び今後の手続き日程を承知したい。

(2) 水産物(加工品を含む)のEU輸出にかかる施設の構造及び衛生管理等に関する基準の緩和

我が国よりEUに水産物を輸出する際、EUの施設の構造及び衛生管理等に関する基準(指令91/493/EEC)をクリアーすることが条件とされている。EUの基準は米国の基準と同様、HACCPの理念に基づく基準であると認識しているが、例えば交差汚染防止のためEUの基準では作業工程の異なるエリア間の仕切を「隔壁」によるものと限定しているのに対し、米国の基準では作業時間をずらす等実質的に交差汚染が生じないような措置をとれば問題が生じないようにしており、柔軟かつ合理的なものとなっている。

我が国の水産加工企業はEUの基準を満たすために米国基準に比較して追加的な相当額の設備投資を行わなければならない、実質的に輸出が困難なものになっている。例えば、米国との比較では、現在EU基準を満たすとして認定されている加工場は10のみであるのに対し、米国の基準を満たすとして認定されているのは120以上である。

これまで対米輸出された我が国水産物に関し衛生問題が発生した事実はないことから、EUの基準は食品の安全を確保する上で必要以上の基準を設定していると考えられる。米国の基準で問題が生じていない以上、米国の柔軟な運用を参考に、EUにおいてもより柔軟な運用を行うよう要望する。

20 . 税制

総論：税制調和

EU各国における税制調和 (tax co-ordination) の中長期的見通しの確立を望む。ユーロ導入後、価格のハーモナイゼーションが徐々に進んでいるが、VATを始めとする税制の調和が進まないと、メーカーが一方的に価格引き下げ圧力を受けることになりかねない。また、真の意味での単一市場の完成という観点からも、税法上の定義規定や課税ベースの統一的解釈の実現を含め、税制調和 (tax co-ordination) の確実な進捗は不可欠と考える。

(1) 付加価値税 (00年2月要望リスト税制1.)

(a) 付加価値税の課税を従来 of 仕向国から原産国での実施に変わる制度 (definitive VAT system) の早期実現

EU加盟国間取引において付加価値税の課税を従来 of 仕向国での実施から原産国での実施に変わる制度 (definitive VAT system) は1997年導入が見込まれていたが、法案提出の見通しも立っていない。前回以降の進捗について説明を求めたい。また、EU内で取引を行う企業にとっては不安定な状態であり、新システム導入の具体的目標日を設定することを引き続き要望する。

(b) 国別VAT登録制度とそれに伴う国別代理人 (店) の設置義務

EU域内において、VAT登録制度が国毎に異なっており、蘭を除き代理人 (代理店) の設置義務が存在するが、書類が多く煩雑であり時間的にも非効率的である上、代理人への手数料負担も大でビジネス上の障害となっている。将来のEU内共通VAT登録制の導入と、当面は代理人不要とするEU共通の制度の策定を要望する。

(2) ベネルクス三国の資本税の廃止 (00年2月要望リスト税制2.)

ベネルクス三国は会社設立や増資の際、資本税を課しており、投資の障害になっている。企業が投資しやすくなるよう、この制度は廃止すべきである。前回のEU側説明では、税率が1%未満であればEU指令に適合しているとのことだったが、インフラの整備度や英語が使用可能である等、ベネルクス三国のビジネス環境は良好と認識しており、右税制の廃止により更に投資先としての魅力が増すとの考えから引き続き要望する。

(3) 移転価格税制に関する運用の統一化 (0 0 年 2 月要望リスト税制 3 .)

ユーロ導入によって経済通貨統合が進められている中であっても域内各国において移転価格税制についての各国税務当局の運用が異なっており (O E C D ルールの遵守が基本的指針と承知しているが、実際の運用には幅があると理解している。)、域内外の多国籍企業が煩雑な手続きを余儀なくされることから、すべての E U 加盟国に適用する事前価格取決め制度を作る等、公正且つ透明な E U における統一ルールを策定を要望する。前回、2 国間交渉による解決しかないとの説明だったが、E U 全体での共通ルールの策定を希望する。

(4) 葡における配当支払い時の贈与税

ポルトガル国外の株主 (含む親会社) への配当支払いの際に、5 % の贈与税 (S G I T) が追加で課税されていた。これは E U 指令違反である (欧州司法裁判所の判決も出ている) ことを葡税務当局も認めていた由であるが、我が国企業からは右制度の不都合を指摘する意見が依然存在するところ、右税制廃止の具体的なスケジュール等につき情報提供願いたい。

(5) 連結納税制度の改善

現在、E U 域内において連結納税制度、合算納税制度を巡る統一的指令等はなく、又そのための検討もなされていないと承知しているが、E U 域外に本社を持つ企業も E U 加盟国内で重層的なグループ企業を構成する例も少なくないことに鑑みれば、統一的指針づくりを進める必要があると考えられ、欧州委としての取り組みが今後行われていくことを期待したい。

(a) ポルトガル

現在の納税制度では、単一の主体として取扱われるグループ会社の範囲の規定が、連結納税制度上のグループ会社と会計上連結対象のグループ会社とで異なる。

具体的には、株式の 6 0 % 以上を取得している子会社は会計上連結対象となるものの、連結納税制度上グループ会社とみなされるのは 9 0 % 以上取得している子会社に限られる。

また、グループ会社内に 1 社でも 9 0 % を下回る子会社があった場合には全て対象から除外され、連結納税のメリットを享受出来ない。

連結納税対象範囲を会計上の連結対象と同等の範囲 (株式 6 0 % 以上保有の子会社) に統一されることを希望する。

(b) 白

ベルギーには連結納税制度、合算納税制度（英国と同様の制度。親会社が外国企業でも国内オペレーションの損益を通算できる）が存在しないため、早急な制度整備を要望する。

（c）仏

仏には連結納税制度は存在するが、英国と同様の合算納税制度が存在しない。制度整備の検討を要望する。

（6）独における日本人派遣社員の給与の損金算入

独においては、日本の親会社から現地法人に出向中の日本人駐在員に対する給与の一部に（ローカルスタッフの給与を超える部分）について、独税務当局より、親会社への「隠れた配当」と見なされた上、法人税額計算上、損金算入否認されたというケースが見受けられる。

単に日本人駐在員の給与が現地職員より高いという理由により損金算入を否認することは不相当であり、本措置の具体的な判断基準の説明を求める。

（7）仏における過小資本税制度

仏において、親会社100%出資の子会社が親会社から借り入れを行う場合、資本金の1.5倍を超える借入についての利息は損金算入できない。仏国内におけるオペレーションが比較的小規模の場合には右税制回避のための増資を行うことは非現実的であり、本制度の弾力的運用もしくは抜本的改正を要望する。

その他

(1) 伊における特許登録制度(99年2月要望リスト20.)

特許庁における特許・登録料の納付に関する確認が迅速に行われなかったため、特許権のステータスを把握するのに時間がかかり、特許権実施についてビジネス・チャンスを逸することがある。2000年4月の欧州委回答によると、来年より新システムが稼働するとのことであるが、同システムの進捗状況についての情報提供を要望する。

(2) データベースの保護に関するEC指令(Directive 96/9/EC)

96年に採択されたデータベースの法的保護に関するEC指令は、その保護の対象者を、EU加盟国国民、EU域内に居住する者、EU各国の法律に基づいて設立された会社でEU域内に事務所を持つ者に限定している。一方、データベースの配信業務は、EU域内に事務所を設置していなくとも第三国から簡単に行うことができるため、EU域内に事務所を設置する必要性は乏しい。結果として同指令のために、日本企業はEU域内への不必要な事務所の設置を強いられ余分なコストが発生している。ついては、EU域内に事務所を設置していない企業のデータベースについても保護されるよう規定の改正を要望する。